平成２２年（再ロ）第２３号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目27番７号
再生債務者　鈴木　　章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３０号
仙台市泉区黒松２丁目18番１―103号
再生債務者　及川　雅彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第７号
千葉県四街道市下志津新田2545番地701　サンクレイドル弐番館105号
再生債務者　中尾　哲崇
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月21日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第７号
金沢市駅西新町２丁目９番11号　センターフィールドＢ202号
再生債務者　石黒　貞昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月15日まで
平成23年１月20日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第５７号
大阪市東住吉区駒川５丁目９番16号
再生債務者　松下　悦規
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月18日まで
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９０号
大阪府寝屋川市池田３丁目９番７―1204号
再生債務者　中野　雅文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月18日まで
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９号
神戸市西区王塚台１丁目79番地505号
再生債務者　椎原　哲也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年２月21日まで
平成23年１月21日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
山梨県富士吉田市上暮地８丁目５番20号
再生債務者　牛田　益弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月19日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２２年（再ロ）第１００１０号
東京都府中市四谷１丁目59番地の89
再生債務者　金子　一雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第３３号
京都市西京区山田葉室町13番地の32
再生債務者　吉野　惠子（旧姓沖野）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２１号
京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町28番地２
再生債務者　林カイロプラクティック院こと林　政子こと　玄　　政子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１８号
高知市旭町２丁目11番地　県職員住宅26号
再生債務者　大野　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１０号
兵庫県宝塚市川面５丁目10番25―907号
再生債務者　谷　由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１００５２号
山口県下関市長府四王司町４―８
再生債務者　小松　君和
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年１月19日
東京地方裁判所民事第20部

会社公告

合併公告

左記会社は、平成二十三年四月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することを決定いたしました。甲は乙の発行済株式の全部を保有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

甲は会社法第七百九十六条第三項、乙は同第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十九日
掲載頁　一〇六頁（号外第六十五号）

平成二十三年一月三十一日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
（甲）関東天然瓦斯開発株式会社
代表取締役　吉井　正徳
千葉県茂原市茂原六六一番地
（乙）関発興産株式会社
代表取締役　長濵新太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十二月十日
掲載頁　六十二頁（号外第二六三号）

平成二十三年一月三十一日
神奈川県南足柄市中沼三〇五番地一
（甲）株式会社足柄グリーンサービス
代表取締役　内藤　愼一
神奈川県南足柄市中沼三〇五番地一
（乙）株式会社和田法正・設計連合
代表取締役　和田　法正